

議案第 9 3 号

備北地区消防組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により，備北地区消防組合理約（平成 5 年指令地方第 5 4 号）を変更することについて，同法第 2 9 0 条の規定により，市議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

備北地区消防組合理約の一部を改正する規約（案）

備北地区消防組合理約（平成 5 年指令地方第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「三次市十日市中三丁目 1 番 2 1 号」を「三次市十日市町 1 0 1 6 8 番地 1」に改める。

附 則

この規約は，令和 8 年 3 月 1 日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。